

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十八年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

小川ビル

埼玉県川越市神明町四―四

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小川正夫

埼玉県川越市神明町四―四

小川春子

埼玉県川越市神明町四―四

小川弘美

埼玉県川越市神明町四―四

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十八年四月二十七日